

令和 7 年度高齢者施設等防災・減災対策推進事業補助金交付要綱

6 福祉高施第 2 2 3 2 号

令和 7 年 4 月 1 日

(通則)

第 1 条 補助金の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和 3 7 年東京都規則第 1 4 1 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この要綱は、高齢者施設等防災・減災対策推進事業実施要綱（平成 3 1 年 3 月 2 9 日付 3 0 福保高計第 5 8 8 号。以下「実施要綱」という。）に基づき、予算の範囲内において、その事業に要する経費の一部を補助し、もって事業の円滑な執行を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第 3 条 この要綱に基づく補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、実施要綱第 3 で規定する事業とする。

(暴力団の排除)

第 4 条 次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

(1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 2 3 年東京都条例第 5 4 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 法人その他団体の代表者、役員、使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの

(補助対象経費)

第 5 条 この補助金の対象となる経費は、別表 1 から別表 5 までに掲げる経費とする。

(補助金の交付額)

第 6 条 実施要綱第 3（1）で規定する事業の補助金の交付額の算定に当たっては、別表 1 の第 1 欄に定める区分ごとに、第 3 欄に定める補助対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と第 2 欄に定める補助基準額とを比較して少ない方の額に、第 4 欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、補助率を乗じた額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2 実施要綱第 3（2）で規定する事業の補助金の交付額の算定に当たっては、別表 2 の第 1 欄に定める区分ごとに、第 3 欄に定める補助対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と第 2 欄に定める補助基準額とを比較して少ない方の額に、第 4 欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、補助率を乗じた額

に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- 3 実施要綱第3（3）で規定する事業の補助金の交付額の算定に当たっては、別表3の第1欄に定める区分ごとに、第3欄に定める補助対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と第2欄に定める補助基準額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、補助率を乗じた額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 4 実施要綱第3（4）で規定する事業の補助金の交付額の算定に当たっては、別表4の第1欄に定める区分ごとに、第3欄に定める補助対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と第2欄に定める補助基準額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、補助率を乗じた額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 5 実施要綱第3（5）で規定する事業の補助金の交付額の算定に当たっては、別表5の第1欄に定める区分ごとに、第3欄に定める補助対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と第2欄に定める補助基準額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、補助率を乗じた額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請等）

第7条 申請者は、交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める日までに東京都知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。

（交付の決定等）

第8条 知事は、前条による申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、適当と認めた場合は、次条に掲げる事項を条件に補助金の交付決定をするものとし、その決定の内容を申請者に通知する。

（補助条件）

第9条 補助金の交付に当たっては、補助金の交付の目的を達成するために、別記1の補助条件を付するものとする。なお、実施要綱第3（1）で規定する事業を実施する者は、別記1の補助条件に加え、「東京都における高齢者施設等の非常用自家発電設備整備指針」（令和2年2月18日付31福保高施第2316号）の3の整備方針を満たさなければならない。

（実績報告書の提出）

第10条 第8条の規定による交付決定を受けた者（以下「補助対象事業者」という。）は、補助事業が完了したとき、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、実績報告書（様式第2号）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 知事は、前条の規定による実績報告書を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに

付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 12 条 補助対象事業者は、補助金の額の確定後において補助金を請求するときは、請求書（様式第 3 号）に関係書類を添えて知事に提出して行うものとする。

（補助金の交付方法）

第 13 条 この補助金は、補助事業が完了した後、確定払いにより交付する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

別表 1

高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業

1 区分	2 補助基準額	3 補助対象経費	4 補助率
特別養護老人ホーム (※1)	知事が認めた額	施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	3/4
軽費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型) (※1)			
介護老人保健施設 (※1)			
介護医療院 (※1)			
養護老人ホーム (※1)			

(※1) 定員 30 人以上

別表 2

高齢者施設等の水害対策強化事業

1 区分	2 補助基準額	3 補助対象経費	4 補助率
特別養護老人ホーム (※1)	知事が認めた額	施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	3/4
軽費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型) (※1)			
介護老人保健施設 (※1)			
介護医療院 (※1)			
養護老人ホーム (※1)			

(※1) 定員 30 人以上

別表 3

高齢者施設等の給水設備整備事業

1 区分	2 補助基準額	3 補助対象経費	4 補助率
特別養護老人ホーム (※1)	知事が認めた額	施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	3/4
軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型）(※1)			
介護老人保健施設 (※1)			
介護医療院 (※1)			
養護老人ホーム (※1)			

(※1) 定員 30 人以上

別表 4

高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業（ブロック塀等改修整備）

1 区分	2 補助基準額	3 補助対象経費	4 補助率
特別養護老人ホーム（※1）及び併設される老人短期入所施設（※2）	知事が認めた額	施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	3/4
上記以外の老人短期入所施設（※1）			
軽費老人ホーム（ケアハウス・A 型・B 型）（※1）			
介護老人保健施設（※1）			
介護医療院（※1）			
養護老人ホーム（※1）			
有料老人ホーム（※1）			
通所介護事業所（※3）			
老人福祉センター（A 型・特 A 型・B 型）（※2）			
老人福祉施設付設作業所（※2）			
老人介護支援センター（在宅介護支援センター）（※2）			
在宅複合型施設（※2）			

（※1）定員 30 人以上

（※2）定員規模に関わらない

（※3）定員 19 人以上

別表 5

高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業

1 区分	2 補助基準額	3 補助対象経費	4 補助率
特別養護老人ホーム（※1）及び併設される老人短期入所施設（※2）	施設延べ床面積 ×4千円の範囲 内で知事が認め た額	施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	10/10
上記以外の老人短期入所施設（※1）			
軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型）（※1）			
介護老人保健施設（※1）			
介護医療院（※1）			
養護老人ホーム（※1）			
有料老人ホーム（※1）			

（※1）定員30人以上

（※2）定員規模に関わらない

別記 1

補助条件

1 事情変更による決定等の取消し

補助金の交付決定後、事情の変更により特別の必要が生じたときは、知事は、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。

2 承認事項

次の（１）から（３）までのいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、（１）及び（２）に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りではない。

- （１）事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- （２）事業の内容を変更しようとするとき。
- （３）事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 事故報告

補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

4 補助事業の遂行命令

- （１）第10条の規定による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、知事は、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命じることがある。
- （２）（１）の命令に違反したときは、知事は、補助事業の一時停止を命じることがある。

5 是正のための措置

- （１）知事は、第11条の調査等の結果、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための処置を取ることを命じるものとする。
- （２）第10条の規定による実績報告は、（１）の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

6 決定の取消し

- （１）知事は、補助対象事業者が次のアからエまでのいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
 - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - エ 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員、又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- （２）（１）の規定は、第11条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

7 補助金の返還

- （１）知事は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているとき、期限を定めて返還を命じるものとする。
- （２）第11条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

8 違約加算金

- (1) 補助対象事業者は、6の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領日の日（補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡り、それぞれの日において受領したものとする。）から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (2) (1)の規定により違約加算金の納付を命ぜられた場合において、納付した金額が返還を命ぜられた補助金額の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てるものとする。

9 延滞金

- (1) 補助対象事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納付日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (2) (1)の規定により延滞金の納付を命ぜられた場合において、返還を命ぜられた補助金の未納額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納額は、その納付額を控除した額によるものとする。

10 他の補助金等の一時停止等

補助対象事業者が、補助金の返還を命ぜられたにも関わらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納額とを相殺するものとする。

11 財産処分の制限

補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した単価30万以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定より厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

12 財産処分による収入の納付

補助対象事業者が知事の承認を受けて11の規定による財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、知事は、この収入の全部又は一部を納付させることがある。

13 財産の管理義務

補助対象事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、台帳の管理及び物品への表示等、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運用を図らなければならない。

14 補助金調書の作成

補助対象事業者は、この補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了後5年間保存しておかなければならない。

15 帳簿の整理

補助対象事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は

適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

16 寄附金収入の制限

事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。

17 運営実績に関する要件

補助対象事業者が運営している事業所に都の実地指導等で検査があった場合は、その改善状況報告書が都へ提出され、都において、改善が確認されていること。

18 消費税仕入控除税額の報告

補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、消費税仕入控除税額報告書（様式第4号）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を都に返還しなければならない。

19 事業実施のための契約手続

補助対象事業者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、都が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。また、事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

20 他の補助金等との重複の禁止

この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の地方公共団体等からの補助金の交付を受けてはならない。

21 その他

この要綱に定める条件を違反した場合には、この補助金の全部又は一部を東京都に納付させることがある。